



県章

# 滋賀県公報

令和元年（2019年）  
10月8日  
第45号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次（※印は、県例規集に搭載するもの）

### ○ 告 示

- ※滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定の一部改正（税政課） ..... 1
- ※特定猟具使用禁止区域の指定（自然環境保全課） ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定  
    （障害福祉課） ..... 2
- 公 告
- 大規模小売店舗の廃止の届出の公告（中小企業支援課） ..... 2
- 県営土地改良事業変更計画決定公告（耕地課） ..... 2
- 公共測量実施公告（監理課） ..... 3
- 都市計画変更案縦覧公告（都市計画課） ..... 3

## 告 示

### 滋賀県告示第198号

昭和40年滋賀県告示第359号（滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年10月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

表中

小辻敏夫	甲賀市水口町 貴生川1-72	同	湖南省、甲賀市（旧甲賀郡甲南町 および信楽町の区域を除く。）の 区域	を
小辻敏夫	甲賀市水口町 貴生川1-72	同	湖南省、甲賀市（旧甲賀郡甲南町 および信楽町の区域を除く。）の 区域	に
金甲守	湖南省菩提寺 西二丁目1-8	同	湖南省の区域	
富田喜與一	甲賀市水口町 伴中山1346	同	甲賀市（旧甲賀郡水口町）の区域	
中尾隆文	甲賀市水口町 山2619-28	同	甲賀市（旧甲賀郡土山町）の区域	
一宮延雄	甲賀市甲賀町 小佐治354	同	甲賀市（旧甲賀郡甲賀町）の区域	

改める。

付 則

この告示は、令和元年10月8日から施行する。

滋賀県告示第199号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年10月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 名称 紫香楽ハイランド特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 457ヘクタール
- 4 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで  
（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第200号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和元年10月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
市立野洲病院	野洲市小篠原1094番地	病院・診療所	北 村 彰 浩	令和1.9.1
クスリのアオキ出町薬局	近江八幡市出町180番地	薬局	小 西 祐 輔	令和1.9.1
角川クリニック	高島市今津町角川1161番地 4	病院・診療所	中 川 市 三 郎	令和1.9.1

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗の廃止の届出があったので公告する。

令和元年10月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂米原店 米原市下多良二丁目47番地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 6,911㎡
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0㎡
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 令和元年8月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000平方メートル以下とする理由 店舗閉店のため

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営天の川地区土地改良事業（農業用排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和元年10月1日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年10月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 縦覧に供する書類 県営天の川地区土地改良事業（農業用排水）変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖北農業農村振興事務所ならびに米原市役所近江庁舎および米原庁舎
- 3 縦覧期間 令和元年10月8日から令和元年11月8日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和元年11月23日までに審査請求をすることが

できる。

#### 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、甲賀市長 岩永 裕貴から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和元年10月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影および写真地図作成）
- 2 作業の地域 甲賀市全域
- 3 作業の期間 令和元年9月25日から令和2年3月31日まで

#### 都市計画変更案縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき彦根長浜都市計画道路を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和元年10月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 都市計画の種類 彦根長浜都市計画道路 3・4・106号 彦富野良田線、3・5・109号 西馬場八坂線、3・4・22号 大藪多賀線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 彦根市彦富町から野良田町まで、彦根市八坂町から馬場二丁目まで、彦根市八坂町から多賀町多賀まで
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1  
彦根市都市建設部都市計画課 彦根市元町4番2号
- 4 縦覧期間 令和元年10月8日から令和元年10月23日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

